

生活援護課事務室の配置の考え方について

生活援護機能については、今後の受給者増に柔軟に対応するために新庁舎移転を契機に庁外移転先の検討をしていたところである。

この度、区民の利便性、庁内の連携等を考慮し、以下のとおり配置することとしたので報告する。

1 基本的な考え方について

(1) 生活相談・自立支援機能について

生活相談・自立支援機能は新庁舎に配置することとする。これにより、新庁舎に移転予定である中野区社会福祉協議会や庁内各課との連携強化により、生活困窮者等への早期支援開始や自立支援機能の向上を図っていく。

(2) 生活保護受給者への支援機能について

生活保護地区担当係は、社会福社会館に移転することとする。これにより、新庁舎との至近性による区民の利便性や、複合施設である同会館の特性を活かした利用者のプライバシーの確保を図る。

また、同会館の活用により、今後の生活保護受給者増に対応する、十分な数の相談室の確保による待ち時間の短縮等を可能とするなど、さらなる区民サービスの向上を図っていく。

(3) 各機能の連携等

生活相談・自立支援機能と保護地区担当の施設が別となることについては、オンラインによる情報連携や、WEB会議、定期的な連絡調整等により、業務運営への支障や区民サービスの低下を招くことが無いよう、さらなる連携強化を図っていく。

(4) 今後の生活援護・自立支援について

身近な地域で生活援護や自立支援に係る相談ができるよう、地域巡回方式によるアウトリーチ型の生活相談の実施を検討していく。併せて、生活困窮者を含めた重層的な支援体制についても検討を進めていく。

2 配置施設・業務内容等について

(1) 新庁舎

ア 配置機能

生活相談係、自立支援係（中野くらしサポート及び中野就職サポートを含む）、新規・調査係等を配置する。

イ 業務内容

同フロアに配置する予定の中野区社会福祉協議会と連携し、生活困窮者等に対する支援機能の向上を図る。

保護開始時においては、庁内各窓口での手続きの円滑化を図るため、庁内での保護費支給を行う。

(2) 社会福社会館（スマイルなかの）

ア 配置機能

生活保護担当地区係（ケースワーカー）等を配置する。

イ 業務内容

生活保護受給者に対する相談、保護費の支給等の事務を行う。

保護費の支給については原則として社会福社会館で実施するが、現金の保管及び支給に係るセキュリティ確保のため、必要な設備及び警備員の配置を行う。

3 移転時期

生活相談、自立支援機能の新庁舎への移転は他課と同時に行う。保護担当地区係等の社会福社会館（スマイルなかの）への移転は、中野区社会福祉協議会の新庁舎への移転後、3か月を目途に事務室、窓口カウンター及び相談室等の配置など必要な改装を行い、移転を行う。

4 その他

スマイル歯科診療所、地域生活支援センター（せせらぎ）、障害者地域自立生活支援センター（つむぎ）、なかの芸能小劇場については、社会福社会館（スマイルなかの）内に引き続き配置し、複合施設として運用していく。